

氏名	たか むら りょう へい 高 村 竜 平
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学位記番号	農 博 第 1328 号
学位授与の日付	平成 15 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	農 学 研 究 科 ・ 生 物 資 源 経 済 学 専 攻
学位論文題目	植民地朝鮮および大韓民国における墓地問題の展開過程

論文調査委員 (主査) 教授 祖田 修 教授 野田 公夫 教授 松田 素二

論 文 内 容 の 要 旨

序章では、韓国政府は2000年に草地・埋葬を管理する従来の法律を改正した。その要点は、火葬の推進、火葬猶予埋葬期間最長60年の規定、および他人の土地にある墳墓の管理者の権利の否定であった。民間団体である「韓国葬墓文化改革汎国民協議会」も、山林環境の保全・国土利用・風致などの点で火葬が土葬より優れているとし、死者当人の遺言誓約書運動等、活発な火葬推進運動を展開している。

これらは、工業化・都市化の進展の中で、経済的利害を墓地設置に優先させること(死のタブー化)を意味する。本研究では、植民地時代に導入された共同墓地制度が朝鮮社会に与えた影響と、その後の韓国墓地制度の展開を見ることで、韓国社会の変容を明らかにすることを課題としている。

第1章では、植民地化過程での墓地政策について考察している。朝鮮時代には、風水の影響も伴いつつ、父系血縁集団の墓地である先山が形成されはじめ、それによって墓地周辺の山林を占有することもできた。しかし次第に、墓地をめぐる訴訟(山訟)が頻発した。1912年に総督府は、山訟を防ぐことを理由に、共同墓地への埋葬と墓籍の提出を義務づけた。その背景には、総督府や実業家にとって墓地が植民地的開発の障碍となっていたことがある。

第2章では、共同墓地制度導入と、その影響について考察している。共同墓地制度導入にも関わらず、子供の死の場合など共同墓地への埋葬を避けることが多く、また墓籍の提出は課税のためであるという噂が流れ、届出ない者も多かった。結局二度にわたって規制をゆるめる方向で法改正がなされ、一部既存の私設墓地が認められたが、私設墓地を持たなかった庶民層は共同墓地に埋葬した。朝鮮時代からの一部埋葬地の日本人実業家への払い下げ、共同墓地の郊外への移動といった政策がとられたことを明らかにした。

第3章では、解放後の1970年代以降の墓地政策について解明した。この時期には墓地面積を規制し、大規模で各種の装飾を備えた「豪華墳墓」を摘発する作業が行われた。済州道では、従来から墓地は居住地の近くや耕作地内、そして他人の土地にも段けられていたが、1970年代になって、耕作地の墳墓を除去し耕作面積を増加させるという開発目的の下に、部落共同墓地がもうけられた。しかし、無縁墳墓の移転はすすんだものの、管理者のいる墳墓の移転は困難が多かった。

第4章では、済州道における墓地制度の変化と意味について考察している。部落共同墓地に埋葬することが一般的になったのは、猊來洞の場合80年代以降のことであった。それはおもにゴルフ、狩猟等観光開発及び地価の土昇によるものであった。部落共同墓地は、それまでの生者と死者の結びつきを希薄化させ、さらに専門葬祭業者の利用は、一層生者と死者の距離を広げたとする。

第5章では、伐草等墓地造成後の管理のあり方を通して血縁関係、社会関係の変化を解明している。伐草は家族や父系血縁集団による祖先に対する孝の実践の義務であり、墓を放置することは恥ずべきことであるとされ、集団の中での自己の位置、土地に対する権利の誇示など種々の意味を持つ。しかし伐草は多くの時間と労力が必要なため、近年では家族共同墓地の設置、納骨堂の利用が増加しているとする。

終章 以上のように、共同墓地の受容に較べると、火葬の受容のスピードは驚くほど早い。それは管理の容易さであると思われる。また火葬推進キャンペーンにおいては、最も強力な火葬反対勢力である儒教の主張の読み替えをし、子孫と先祖が頻繁に会うことが出来るから「孝」の実践につながると理由付けされている。

他方、「豪華墳墓」を設けてきた「社会の指導層」に対する人びとの不満感は根強い。植民地時代に導入された病院や学校など近代的諸制度は、朝鮮人エリートたちにとっては、文明として肯定的に受け入れられた側面もあったが、共同墓地制度については、否定的なイメージが造られたことで、逆に解放後豪華墳墓に執着する傾向も生んだとする。

いずれにしても韓国の墓地制度は、いわゆる経済の近代化と植民地時代以来の種々の影響との絡み合いの中で、複雑な様相を呈しながら展開したとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、植民地朝鮮および大韓民国における墓地側度の歴史的考察を通して、日本と韓国社会との関係、韓国社会の変容過程を明らかにすることを課題としている。またそのことを通じて、韓国の人々が生と死、家族や社会、経済発展と国土利用などについて、どのように考え、またどのような問題に直面しているかを明らかにしたものである。

評価すべき点は次のとおりである。

第1に、「風水」論の影響の下で、墓地設置に際して勝手に他人の土地を利用するなどのことが行われ、それが「山訟」（墓地をめぐる訴訟）の頻発を引き起こすという、韓国独自の墓地制度をめぐる問題を明らかにした。

第2に、上記のような墓地設置の現実が、近代的な経済開発を意図する植民地政策の下で、それを推進する際に障害となり、共同墓地の推進、墓地の郊外移動などの新たな墓地政策を生み出すことになった点を明らかにした。

第3に、解放後の墓地政策を分析し、エリート層が行ってきた大面積を要する豪華墳墓設置の普及がもたらす社会的問題、土他利用上の問題などを明確にした。

第4に、多くの土地を必要とする墓地の拡大を防ぐための火葬普及の推進、墓地の伐草など墓地管理をめぐる実態の変化を検討し、韓国社会の人々の死者と生者の関係、血縁関係、社会関係のあり方と変容、およびその意味を明らかにした。

以上のように本論文は、従来あまりなされなかった韓国墓地制度の歴史的検討というユニークな視点から、韓国社会の変容過程と、その社会的歴史的意味を解明したものであり、歴史学、農村社会学、国際関係論などに寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成15年2月14日、論文ならびにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。